

令和6年度消費者啓発広報事業業務委託仕様書

(目的)

第1 消費者トラブルの事例や相談先等について情報提供することで、消費者の自立を促し、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害にあった場合でも適切に対処できるようにする。

(業務実施の形態)

第2 受託者は、委託業務を実施するに当たっては、委託者と共同で企画し、委託者の助言を得て実施するものとする。

(委託業務の内容)

第3 業務内容は、次に掲げるものとする。

(1) ラジオスポットの放送 (主に高齢者向け)

- ① 放送期間 令和6年10月から12月までのうち年金支給日を含む週に集中的に放送
- ② 本数 30本以上/週
- ③ 放送素材 室から貸与する(20秒, 2種)。

(2) 動画制作

- ① 内容 Web広告及びテレビ番組無料配信サービス広告で使用する放送素材
- ① 種類 2種類(うち1種類は縦長動画とする)

(3) Web広告 (主に若者向け)

- ① 掲載期間 令和6年10月から12月までのうち1ヶ月以上
- ② 媒体 Instagram, TVer
- ③ 放送素材 (2)で制作されたもの

(4) 自由提案

上記(1)~(3)のほか、上記1の目的を達成するための提案

- ・グッズの作成
- ・高齢者及び若年者向けの広告

(留意点)

第4 留意点は下記のとおりとする。

- (1) 前項各号の内容は第三者の著作権及び肖像権を侵害しない物であること。
さらに、第1号の内容は、放送法及び日本民間放送連盟放送基準に反しないものであること。
- (2) 鹿児島県シンボルマークを表示すること。
- (3) 著作権その他の権利は原則として県に帰属すること。
- (4) 前項第1号及び第2号の放送用素材の令和6年度以降の使用については、放送料を除く新たな費用負担や契約締結を要さないものであること。

(協議)

第5 本仕様書で定めた事項に関して疑義が生じたとき、又は定めのない事項で業務に必要な事項は、委託者・受託者両者が協議して定めるものとする。

(業務の終了)

第6 受託者は、上記業務を令和7年1月31日までに終了すること。